

資料 7

關係資料

7 関係資料

- (1) 「文化財保護法」 (抜粋)
- (2) 「文化財保護法の一部改正について」
(昭和29年6月22日付文委企第50号 文化財保護委員会事務局長通知)
- (3) 「漂流物又は沈没品で埋蔵文化財と認められるものの取扱について」
(昭和34年1月27日付文委記第2号 文化財保護委員会事務局長依頼)
- (4) 「海底から発見された物の取扱いに関する疑義について」
(昭和35年3月15日付文委庶第26号 文化財保護委員会事務局長通知)
- (5) 「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」
(平成10年9月29日付け庁保記第75号 文化庁次長通知)
- (6) 「水中文化遺産の保護に関する条約」 (仮翻訳・抜粋)
- (7) 『遺跡保存方法の検討—水中遺跡—』 (抜粋)
- (8) 『埋蔵文化財関係統計資料』 —平成28年度— (抜粋)

(1) 文化財保護法(抜粋)

(昭和25年5月30日法律第214号)
最終改正：平成19年3月30日法律第7号

第6章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第92条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第2項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和23年法律第73号)第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第95条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内にならなければならない。

5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。

6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第2項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第2項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第2項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第97条 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第98条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第1項の場合には、第39条（同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。）及び第41条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。
- 3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 5 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第100条 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第7条第1項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第101条 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第102条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道

府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとも認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第103条 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第104条 第100条第1項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の2分の1に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第105条 第100条第2項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（前条第1項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 第1項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。
- 4 前項の規定による報償金の額については、第41条第3項の規定を準用する。
- 5 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第106条 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第104条に規定する報償金の額から控除するものとする。
- 3 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第107条 都道府県の教育委員会は、第105条第1項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与する

- ことができる。
- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第105条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第108条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

(2) 文化財保護法の一部改正について（抜粋）

文委企第50号
昭和29年6月22日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文化財保護委員会事務局長

文化財保護法の一部改正について

昭和29年5月29日法律第131号をもって文化財保護法の一部を改正する法律が公布され、7月1日から施行されることとなりました。このたびの改正は、昭和25年8月文化財保護法（以下「法」という）施行後3年有半の同法の運用の経験にかんがみ、その規定を整備したものでありますが、その主要な点は、次の通りであります。

- 一 重要文化財について新たに管理団体の制度を設けたこと。
- 二 無形文化財について新たに指定制度を設ける等その保護の規定を整備強化したこと。
- 三 民俗資料の保護に関する制度を有形文化財の保護に関する制度から切り離して確立したこと。
- 四 異議申立の制度等史跡名勝天然記念物等の保護と所有権等の財産権及び他の公益との調整に関する規定を設けたこと。
- 五 史跡名勝天然記念物等の無断現状変更等に対し、現状回復命令の制度を設けるとともに、刑罰を課しうるものとしたこと。

以上のようにこのたびの改正は、基本的な事項の改正を含みその他法全体にわたる改正を行ったものもありますので、その実施運用に当っては、別記事項をご参照の上、遺憾のないよう御配慮下さい。

なお、このたびの法改正に伴う所要の委員会規則については、追って制度改廃の上通達する予定であります。

記

(略)

第5 埋蔵文化財関係

1 埋蔵文化財については、従来有形文化財の章中に規定されていたのであるが、今回の改正において、民俗資料を有形文化財から切り離して規定したことに伴い、埋蔵物である「文化財」には当然有形文化財のみならず、民俗資料も含まれることとなるほか、貝塚、住居跡等の記念物もこれに含まれると解すべきであるから、今回、埋蔵文化財に関する規定は、独立した一章として、第四章に規定したこと。

註(1) 埋蔵文化財に関する章は、右の趣旨から明らかなように、むしろ、史跡名勝天然記念物に関する章の次に規定するのが適当であると考えられるのであるが、改正上の技術的制限もあって、今回は独立した一章として、民俗資料に関する章の次に規定することに止めたのである。

註(2) 従来埋蔵文化財とは、地下、水底その他の人目に触れ得ない状態において埋蔵されている有形文化財をいうものとされ、法第57条は、この埋蔵物である有形文化財を発掘しようとする場合の届出義務を規定したものと解されていたのであるが、発掘の対象となるのは土地であって埋蔵文化財は調査の対象なのであり、住居跡、寺跡等も埋蔵文化財である。そして、この調査の結果発見された動産である文化財については、遺失物法に基づく事後手続が行われるものと解するのが適当であると考えられる。このことについては、以下

の改正点の説明を参照されたい。

(以下、略)

(3) 漂流物又は沈没品で埋蔵文化財と認められるものの 取扱について

文委記第2号

昭和34年1月27日

運輸省海運局長 朝田 静夫 殿

文化財保護委員会

事務局長 岡田 孝平

漂流物又は沈没品で埋蔵文化財と認められるものの取扱について（依頼）

漂流物あるいは沈没品であって社会通念上も埋蔵文化財と認められるものについては、水難救護法（第24条～第30条）の規定によらず、遺失物法（第十三条）ならびに文化財保護法（第59条～第65条）による処理をすることが適当と思料されるので、この旨貴省関係方面に周知徹底方御配慮願います。

なお、当委員会としては文化財保護法にいう埋蔵文化財を下記のとおり解していることを申し添えます。

記

埋蔵文化財とは、地下・水底その他の場所に人目に触れ得ない状態において埋蔵されている有形文化財をいう。埋蔵文化財は、人為的に埋蔵文化財されたものであると、自然的に埋蔵されたものであるとを問わない。

(4) 海底から発見された物の取扱いに関する疑義について

海底から発見された物の取扱いに関する疑義について

昭和三十五年三月十五日文委庶第二六号
各都道府県教育委員会教育長あて
文化財保護委員会事務局長通知

このことについて別紙甲のとおり照会したところ、別紙乙のとおり回答を得ましたので参考までにお知らせします。

別紙甲

海底から発見された物の取扱いに関する疑義について

昭和三十四年八月三日文委庶第二六号
文化財保護委員会事務局長から
法制局第一部長あて照会

標記のことについて下記のとおり疑義がありますので貴見を承りたくお伺いします。
なお、このことについては、事務処理上さし迫った問題もありますので、至急御回答をお願いします。

記

- 1 文化財保護法（昭和三十五年法律第二百十四号）第六十条※ 1に規定する遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）第十三条で準用する同法第一条第一項の規定により差し出される埋蔵物とは海底から発見された物も含むと解してよいか。
- 2 文化財保護法第六十三条※ 2 第二項の規定により埋蔵文化財の価格に相当する額の報償金に対して発見者と折半して受給権を取得する当該埋蔵物の発見された土地の所有者とは、領海内の海底については、国と解してよいか。
- 3 この照会を必要とする具体的事情は次のとおりである。

昭和三十二年二月二日午前十一時三十分頃、東京都大島町岡田勝崎海岸沖合二百五十メートルの地点において、折からあわび漁に出漁中の同町岡田漁業組合所属船三宅丸が、水深十五メートルの海底から小判を発見し、さらに近くの砂に埋もれていた同様のもの八枚を発見した。そこで同海底には、なお小判が埋もれているものと推定し、同組合の他の所属船とともに潜水夫を入れて発掘の結果、都合七十三枚を発見した。さらに同月十日同様の発掘を行い引き続いて小判二十七枚、一分金三枚、同月二十日に一分金一枚を発見し、合計小判百三枚、一分金六十三枚計百六十六枚が引き上げられた。（大島警察署長の提出通知より）

別紙乙

海底から発見された物の取扱いに関する疑義について

昭和三十五年二月十八日法制局一発等二号
法制局第一部長から
文化財保護委員会事務局長あて回答

昨年八月三日付け文委庶第二六号をもつて照会にかかる標記の件に関し、次のとおり当局の意見を回答する。

一問題

(イ) 文化財保護法第六十条に規定する遺失物法第十三条で準用する同法第一条第一項の規定により埋蔵物として差し出される物件には、海底から発見された物件を含むと解することができるか。

(ロ) 文化財保護法第六十三条第二項の規定により、同条第一項の報償金について発見者と折半して支給を受ける土地所有者とは、領海における海底については、国と解すること

ができるか。

二意見及び理由

(イ) 民法第二百四十一条及び遺失物法第十三条にいう埋蔵物とは、長期間、土地その他の物の中に包蔵され、その所在を発見しがたい状態にあつたため、発見された際においては、その所有権が何人に属するかを容易に識別することができなくなった物件をいうのであるが、その包蔵の状態については、海底に埋没している状態を含むことはもちろん、海水等液体である物が右にいう「土地その他の物」に含まれないと解するいわれはないから、海底から発見される物件も、長期間、海底にあつて、その所在を発見しがたい状態にあり、発見の際にはその所有権の帰属を容易に識別することができなかつたという要件を満たす限り、民法第二百四十一条及び遺失物法第十三条にいう埋蔵物であり、これらの規定及び文化財保護法第六十条から第六十五条までの規定の適用を受けるものと解する。

これに対しては、水難救護法第二章が「沈没品」について規定しているところからいつて、海底にある物件は埋蔵品をも含めて同法にいう沈没品であり、したがつて、お示しの物件は埋蔵物に係る前述の規定の適用を受けるべきではなく、水難救護法の第二章の規定の適用を受けるべきであるとする見解があるかもしれない。

しかしながら水難救護法にいう沈没品とは、占有者の意思に反し、その所持を離れ、現に海底にある物件を意味するのであつて、民法第二百四十条にいう遺失物に該当し、民法第二百四十一条にいう埋蔵物を包含しないものと解すべきであろう。けだし、民法は、第二百四十条において、「遺失物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ為シタル後六ヶ月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ拾得者其所有権ヲ取得ス」と規定し、第二百四十一条において「埋蔵物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ為シタル後六ヶ月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ発見者其所有権ヲ取得ス但他人ノ物ノ中ニ於テ発見シタル埋蔵物ハ発見者及ヒ其物ノ所有者折半シテ其所有権ヲ取得ス」と規定して、遺失物及び埋蔵物に対する取扱の基本を表現しているところからいつて、水難救護法上、発見者ではなく拾得者が所有権を取得することとされている沈没品（第二十八条第一項及び第二項参照）は、民法第二百四十条にいう遺失物であつて、第二百四十一条にいう埋蔵物を包含しないものと解すべきは、当然だからである。

お示しの海底から発見された物件が埋蔵物であるか、沈没品であるかは、にわかには判断することはできないが、お尋ねの文化財保護法第六十条に規定する遺失物法第十三条で準用する同法第一条第一項の規定により埋蔵物として差し出される物件には、海底から発見された物件を含むかという点については、以上に述べたところにより、積極に解する。

(ロ) 文化財保護法第六十三条第二項は、同法第五十九条※ 3 第一項又は第六十一条※ 4 第二項に規定する文化財でその所有者が判明しないものの所有権が国庫に帰属する場合において、当該文化財の発見者とその発見された土地の所有者とが異なるときは、委員会は、当該文化財の価格に相当する報償金を折半して支給する旨を規定している。

ところで、領海における海底について、国が文化財保護法第六十三条第二項にいう「土地の所有者」であるかどうかの疑問が生ずるゆえんは、領海が条理上私権の対象となるものではないとされていることにあるのであろう。しかしながら、領海が条理上私権の対象となるものではないとされるのは、領海について、国が本来排他的支配権を有するものであることを否定するのではなく、むしろそのことを当然の前提とし、国以外の者が排他的支配権をもつことができるのは、領海の公共性に反しないものとして、特に国からその権利を与えられた場合に限られることを意味するのであるから、国が文化財保護法第六十三条にいう「土地の所有者」であると解するのを相当とする。

以上によつてお示しの問題は、積極に解する。

※ 1 平成16年度の法改正により第60条は第101条に改正以下同じ

※ 2 同じく第63条は第104条に改正以下同じ

※ 3 同じく第59条は第100条に改正

※ 4 同じく第61条は第102条に改正

(5) 埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について

庁保記第75号
平成10年9月29日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文化庁次長

埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）

標記のことについては、これまで数次にわたり通知したところであり、貴教育委員会、貴管内各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会及び関係機関の御努力により、逐次必要な措置が講じられ、各地方公共団体における埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところであります。

しかしながら、この数年来、平成6年7月の規制緩和に関する閣議決定、平成7年11月の総務庁による勧告等において、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整、発掘調査の迅速化、発掘調査に係る費用負担の明確化等が指摘されるなど、埋蔵文化財の保護と発掘調査に関する施策の一層の充実と適切な実施が求められています。

また、当庁では、平成6年度から「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け、埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行っており、平成9年度においては、埋蔵文化財の把握と周知、開発事業に伴う発掘調査の取扱い等についての調査研究を行い、平成10年6月、その報告を受けたところであります。

これらの状況を踏まえ、貴教育委員会におかれては、特に下記の事項に留意の上、埋蔵文化財行政の改善・充実に努めるようお願いいたします。また、管内の市町村教育委員会に対しこの趣旨の周知が図られるようお願いいたします。

なお、埋蔵文化財に関する重要な事項については、今後とも、速やかに当庁と連絡を取り、適切に対処するようお願いいたします。

本通知により、昭和56年7月24日付け庁保記第17号、昭和60年12月20日付け庁保記第102号、平成5年11月19日付け庁保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」及び平成8年10月1日付けの庁保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の各通知は廃止します。

記

1 基本的事項

(1) 埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

(2) 埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進

埋蔵文化財の保護に当たっては、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実、発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。

(3) 開発事業者等への対応の基本

埋蔵文化財に関する開発事業との調整や発掘調査その他の措置に関しては、事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、その理解と協力を基本として進める

こと。

(4) 関係部局との連携

埋蔵文化財の保護行政は、各地方公共団体における開発担当部局等、教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。

(5) 客観化・標準化の推進

埋蔵文化財の保護に関する行政は、保護の対象が地下に埋もれているための確に把握することが困難であり、また、その内容や所在状況がきわめて多様であるため必ずしも定量的な基準に即して行うことに適しない面があるものの、その施策について国民の理解と協力を得るために、可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。

(6) 広報活動等の推進

埋蔵文化財の保護とそのために講ずる諸措置に関しては、発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより、埋蔵文化財行政について広く国民の理解を得、その協力によって進めること。

2 埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実について

埋蔵文化財の保護上必要な開発事業との調整、発掘調査等を円滑に進めるには、それらを的確に執行するための体制が必要である。埋蔵文化財保護の体制については、各地方公共団体において、今後とも更に以下の各事項に留意の上、その整備・充実に努められたい。

(1) 地方公共団体における体制の整備・充実

各地方公共団体においては、埋蔵文化財の保護を図るため、史跡の指定等による積極的な保護及びその整備活用、埋蔵文化財包蔵地の把握と周知、開発事業との調整及び発掘調査の実施、発掘調査成果の公開等の広報活動等の多岐にわたる行政を進めることが求められる。このため、適切な対応能力を備えた十分な数の専門の職員を確保し、それぞれの担当部署への適切な配置に努めるとともに、常時その能力の向上を図る必要がある。また、専門職員の資質・技能の向上のため、地方公共団体の設置する発掘調査組織等との適切な人事交流を図るとともに、自らの職員、管内あるいは関係の地方公共団体職員を対象とする研修の実施、奈良国立文化財研究所その他が行う研修への職員の派遣などに努める必要がある。さらに、埋蔵文化財の保護については、人的な体制とともに発掘調査、出土品の管理や活用等の活動の拠点となる施設の整備・充実も必要であることから、今後とも埋蔵文化財センターの建設等を進める必要がある。

(2) 市町村の役割及び体制の整備・充実

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であることから、地域の埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村が重要な役割を果たすことが必要である。このため、埋蔵文化財担当専門職員を配置していない市町村においては、少なくとも埋蔵文化財保護の基本的行政に支障がないよう専門職員の配置を促進することとし、既に専門職員を配置している市町村においても、適切な埋蔵文化財保護行政の執行と経常的な発掘調査の円滑な実施のため、適正な体制の整備・充実を図る必要がある。

なお、小規模な市町村の場合、一定の地域内に所在する複数の市町村が共同して広域の発掘調査組織を設けることも有益である。このような場合には、広域調査組織の設立、運営に当たっての関係市町村間の理解と合意の確保、各関係市町村教育委員会と広域調査組織との連携、職員の採用形態等について十分配慮し、その運営が円滑に行われるよう留意すること。

(3) 都道府県の役割及び体制の整備・充実

都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業との調整・発掘調査を行い、重要な遺跡の保存・活用等を推進するとともに、管内の市町村における埋蔵文化財保護行政に関する指導・援助及び連絡調整を行うことが求められる。

特に、埋蔵文化財保護の具体的な内容が市町村ごとに大きな差を生ずることを避け、

行政の客観化・標準化を進めるためには、各都道府県教育委員会において、保護の基本となる方針や標準を定め、それを基に管内の市町村を指導することが望ましい。

また、体制の未整備な市町村に係る事業に関して、当面の措置として、発掘調査の緊急性等を踏まえ、自ら発掘調査を実施する等の措置を執り、管内における埋蔵文化財行政に不均衡が生じないように配慮されたい。

このため、各都道府県においては、開発事業との調整や発掘調査等に当たる体制の整備に努めるとともに、保護の基本となる方針や標準を策定し、管内の市町村への指導・援助及び連絡調整を適切に行うための一層の体制の整備・充実に努める必要がある。

なお、市町村と都道府県との役割分担について、従来の区分では適切な対応が困難な場合には、都道府県と市町村で調整の上、区分の作り方を見直すなど、開発事業の内容等と埋蔵文化財行政側の体制の状況に応じた柔軟な対応を行うことにより、発掘調査等の円滑な実施を図ることとされたい。

(4) 地方公共団体間の専門職員の相互派遣

(2)、(3)で掲げた各市町村及び都道府県の基本的な役割を踏まえつつも、増大する開発事業との円滑な調整を図り、埋蔵文化財の適切な保護を図るためには、各市町村及び都道府県が相互に協力して臨むことが必要である。各地方公共団体の対応能力を超えるような発掘調査事業の臨時的、急激な増加等に対応して円滑な事業の推進を図るためには、都道府県相互間、都道府県と市町村の間あるいは市町村相互間で専門職員を外向・派遣する等の相互支援を行うことが望ましい。このため、次の各事項に留意の上、適切な措置を講ずることとされたい。

1 都道府県教育委員会においては、管内の市町村における発掘調査事業の動向とこれに対する対応能力等の状況を的確に把握するとともに、体制が不十分な市町村の専門職員の外向・派遣、市町村間の専門職員の外向・派遣の調整等に努める必要があること。

2 地方ブロック毎の連絡会議等で、各都道府県における発掘調査事業の動向等について情報交換を行い、近隣都道府県間の専門職員の外向・派遣等による相互支援について、検討を進めること。

3 当庁では、これまで大規模な災害復旧に対応する場合等に都道府県の範囲を超える全国規模の専門職員の派遣等について協力要請を行ってきたが、今後も必要に応じて同様の措置を執ることとしたいので引き続き配慮願いたいこと。

(5) 発掘調査を業務とする財団その他の組織・機関のあり方

地方公共団体が設置している発掘調査のための組織・機関は、発掘調査を円滑に進めるために十分な職員体制と調査のための基本的な機材等を整えるとともに、財政的な基盤を確保する必要がある。

また、各教育委員会は、こうした調査組織・機関による発掘調査であっても、調査に関する指導は教育委員会が行うものであるから、これらの組織・機関との連絡を密にすることができる。

(6) 民間調査関係組織の適切かつ効果的な導入

発掘調査への民間調査組織の導入については、地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の整備を前提として、導入の形態、導入する範囲等についての明確な方針の下に行う必要がある。この場合、次のような原則によるのが適切である。

(ア) 発掘調査に関連する各種の業務について

排土・測量・写真撮影等の発掘調査に関連しこれを支援する業務については、発掘調査の効率的な実施のために有効な場合は、民間の調査支援機関の効果的な導入を図ること。

(イ) 発掘調査について

発掘調査についての民間調査組織の導入については、本来当該発掘調査を実施すべき地方公共団体等が一定程度の発掘調査体制を有している場合であって、その発掘調査体制では発掘調査が著しく遅延している場合又は短期的な発掘調査事業の急増により現在の体制では調査の遅延等の事態が生ずることが予想され、他の地方公共団体からの専門職員の派

遺その他の支援によっても対応することができない場合に限って、次の要件の下に行うこと。なお、発掘調査への民間調査組織の導入を行うことは、そのことにより地方公共団体の発掘調査体制の整備が遅滞することのないよう十分留意すること。

1 導入しようとする発掘調査組織は、発掘調査について十分な資質を有する担当職員を備えており、埋蔵文化財の発掘調査を適正に実施する能力を有するものであること。

2 民間の発掘調査組織の導入は、発掘調査を実施する地方公共団体等の発掘調査体制に組み込む形態で行うものとし、発掘調査組織の選択、発掘調査の実施の管理等は、当該地方公共団体が責任をもって行うこと。

3 開発事業との調整について

埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は、事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ、次の各事項に留意の上、遺漏のないよう措置されたい。なお、公共事業の実施と埋蔵文化財の保護に係る調整については、平成9年8月7日付け庁保記第183号「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」により通知したところであり、連絡調整体制の整備等による一層の連携強化により努めていただきたい。

(1) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を相当する部局との間の連携を強化し、各部局に係る開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(2) 事業者との調整事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

1 事業計画が把握された場合は、速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また、埋蔵文化財に係る調整は、当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。

2 事業者との事前協議に当たっては、事業の計画や実情について十分了知するとともに、埋蔵文化財の保護についてよく説明して理解を得るよう努めること。

3 埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、速やかに後述の試掘・確認調査等を行い、これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし、調整後に調整内容の変更等の事態を生かさないよう努めること。

4 調整により本発掘調査が必要となった場合は、その範囲・調査期間・経費等を提示し、十分に説明し理解を得ること。

5 事業者との調整の経過等については、逐次記録し、調整の結果は協定書等にまとめること。

(3) 発掘調査の円滑・迅速化

開発事業との調整の結果行われる記録保存のための発掘調査については、効率的に進めるため、次の各事項に留意する必要がある。

1 試掘・確認調査を積極的に活用し、その結果に基づき調査区の適切な設定や遺跡の性格等に応じた調査体制の編成等に配慮すること。

2 作業の各段階において土木機械・測量機器を積極的に導入するなどして、その円滑かつ迅速な実施に努めること。

3 事業者との連絡を密にし、調査の行程や進行に支障のない限り工事が並行して実施できるように工夫すること。

4 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を的確に把握し、これに基づき保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを資料化して国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財の保護上必要な基本的な重要事項である。周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されなければならない。

このため、都道府県教育委員会においては、平成10年6月の埋蔵文化財発掘調査体制等

の整備充実に関する調査研究委員会による報告「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」（以下「報告書」という。）の第1章、2を参照の上、次の各事項に留意の上、必要な措置を講ずることとされたい。

（1）埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

何を埋蔵文化財とするかについては、次の1）に示す原則に則しつつ、かつ2）に示す要素を総合的に勘案するとともに、地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域的特性等を十分考慮して、各都道府県教育委員会において、一定の基準を定めることが望ましい。

なお、埋蔵文化財とする範囲は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、上記の基準は適宜合理的に見直すことが必要と考えられる。

1) 埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

- 1 おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とすること。
- 2 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。
- 3 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

2) 埋蔵文化財として扱う範囲の一基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所作する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

（2）埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。ただし、現在それを実施するための体制の整っていない市町村や埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握や資料の整備が不十分な市町村については、当面、都道府県教育委員会が自ら分布調査等を実施すること、又は市町村教育委員会が分布調査等を実施するよう指導し、必要な助言や援助を行うことが望ましい。

埋蔵文化財包蔵地の所存・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘、確認調査その他の調査の結果によつて的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握すること。

上記によって把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が、関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

（3）周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

上記（2）により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配布等の措置を講ずること。

この資料については、都道府県と市町村が内容として共通のものを保有することとともに、常時最新の所在・範囲の状況を表示できるよう、加除訂正が可能な基本原図を用いることや、コンピュータを用いた情報のデータベース化等、機能的な方法を工夫すること。

なお、資料への表示としては、埋蔵文化財包蔵地の区域は、原則として、その範囲を実線で明確に示すこと。また、遺跡が完全に滅失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など、表示方法を工夫することも開発事業者側・文化財保護行政側の双方にとって有効

なことと考えられる。

5 試掘・確認調査について

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定、開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整、あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間・経費等の算定のためには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構・遺物の密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。また、開発事業に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても、後述の6（3）のとおり、一定の記録を残しておくことが求められる。

このため、各教育委貴会においては、それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために、十分な分布調査や試掘調査（地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査）、確認調査（埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査）を行うことが必要である。各地方公共団体においては、このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し、これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中での的確に位置づけ、その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに、より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。

なお、開発事業が計画されている区域において改めて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は、事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

6 開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

（1）記録保存のための発掘調査の要否等の判断

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについての調整の結果、現状保存することができないこととされた遺跡については、記録保存のための発掘調査その他の措置を執ることとされているが、どのような取扱いにするかについては、第一にその工事区域が地下遺構の内容が状況等の観点で発掘調査を要する範囲に含まれるかどうか、第二に工事の内容が地下遺構に与える影響の観点で記録保存の措置を必要とする場合に当たるかどうかを判断して定める必要がある。

この2点についての基本的な考え方は別紙1及び別紙2のとおりであるので、各教育委員会においては、これを踏まえ、「報告書」の第3章及び第4章を参照の上、必要な措置を講ずることとされたい。

特に、別紙2の各項に示す事項の中には、実際に適用する上では地域的な特性や従前の取扱いとの関連において更に細目的な基準を必要とするものがあるので、それらについては各都道府県教育委員会において、各地方ブロックで策定された基準又は現在検討中の基準を踏まえる等により工事の種別ごとの取扱い及び数値の適用基準を定めることとされたい。

なお、この適用基準は、埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩等に伴って変更されていく性格のものであるから、今後、適切に検討の上、見直しを図っていく必要がある。

（2）記録保有のための発掘調査範囲の決定

個々の開発事業についてどのような措置を執るか、また、本発掘調査を行う場合の調査範囲については、上記（1）に基づき判断することになるが、試掘・確認調査等により遺跡の性格や内容等を十分に把握した上、専門的な知識及び経験を踏まえて適切に示すことが必要である。このため、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の意見（試掘・確認調査等が市町村以外の調査機関によって行われた場合にあつては、その結果報告に基づく市町村教育委員会の意見）を聞き、調整の上決定することが適切である。また、その決定内容については、事業者に対し十分に説明を行い、その理解を得ることが必要である。

（3）盛土等とその留意事項

開発事業との調整に際しては、建築物等の工作物や盛土の下であっても遺跡等を比較的良好な状態で残すことができ、調査のための期間や経費を節減できる場合には、記録保存のための発掘調査を合理的な範囲にとどめ、盛土等の取扱いとすることを考慮することが必要である。

ただし、この場合も、このような取扱いは埋蔵文化財本来の保存方法として必ずしも適切ではないこと、盛土等の施行後は地形や地貌が大きく変化し周知の埋蔵文化財包蔵地であることを実態上把握しにくくなり、試掘・確認調査等を行うこともかなり困難になること等を認識し、盛土等の施行以前に、地下に残る埋蔵文化財の位置と範囲、遺跡の内容・性格等を記録しておく必要がある。そのために事前にその目的に即した試掘・確認調査を行うこと等が必要である。また、盛土等の処理に関する協議・調整、それに伴う踏査、試掘・確認調査及び工事の具体的な範囲・内容等の記録を適切に保管・管理する仕組みと体制を整備するとともに、将来、別の開発事業に際してその存在を見落とされるなどのことのないよう、関係事業者や土地所有者等に周知徹底する措置も必要である。

7 発掘調査の経費等について

(1) 発掘調査経費負担に関する理念・根拠

埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが、開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、この場合、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしている。

このような開発事業等の事業者の経費負担による発掘調査の実施は、文化財保護法第57条の2第2項による指示等及び「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」（昭和56年2月7日付け庁保記第11号）による各都道府県教育委員会の指導に基づき行われているものである。

(2) 事業者負担を求める発掘調査経費の範囲等

開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関して開発事業等の事業者を経費の負担を求めるのは、発掘調査作業に要する経費（機械器具の借損料、立入補償費等を含む。）、出土文化財の整理等に要する経費（応急的な保存処理のための費用を含む。）、報告書作成費等である。なお、開発事業等の事業者負担を求める経費の積算に当たっては、当該開発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存のために必要な範囲にとどめる等、その節減に努める必要がある。

(3) 発掘調査経費・期間の積算基礎の策定等

開発事業等に伴う発掘調査の経費及び期間については、各地方ブロックごとの標準的な積算基礎の策定が完了したところであるが、今後、標準的な積算基礎の具体的な事案への適用を進めるとともに、必要に応じ、より広範囲の事業に対応できる実用的な内容への補完・改訂等を検討することとされたい。

また、開発事業者と発掘調査経費について協議する際には、経費の具体的な積算根拠等について十分説明し、その理解を得る必要がある。

8 発掘調査成果の活用等による保護の推進

(1) 埋蔵文化財の保護については広く国民の理解を求め、その協力によって進めることが肝要であることから、各地方公共団体及び関係の機関において、発掘調査現場の公開、調査成果のわかりやすい広報、出土品の展示、その他埋蔵文化財保護に関する事業の実施を積極的に進めることとされたい。なお、出土品については、平成9年8月13日付け庁保記第182号「出土品の取扱いについて」を踏まえ、その積極的な活用を努めることとされたい。

(2) 発掘調査終了後は、可能な限り速やかに調査結果の客観的資料化を行い、発掘調査報告書の早期作成とその公表に努めることとされたい。

(別紙1)

発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

(1) 遺構の所在する場所にあたっては、遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし、遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲（外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲）とすること。また、ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。

(2) 遺物包含層のみの場合は、遺物の出土状況に基づいて、一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし、遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。ただし、出土状況の判定に当たっては、地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要があり、遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性（例えば旧石器時代や縄文時代草創期等、本来遺物が多量に出土することの希な時代の場合）を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。

(3) 規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（例えば田畑及び近世の都市・集落等を構成する道路・木樋・側溝等）は、地域性、遺構の残存状況（現在の市街地との重複等）、発掘調査で得られる情報の内容、考古学的情報以外の資料から得られる情報（古文書等の資料の有無）等の諸要素を総合的に勘案し、本発掘調査を要する範囲を判断すること。

(別紙2)

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

(1) 工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。

2 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は、発掘調査を行うものとする。

埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるかどうかは、埋蔵文化財の所在する地域ごとの地質・土壌条件、工事の規模等を勘案し、個々に判断せざるを得ないものであるが、同一地域の同規模の工事に対し、その判断に不均衡が生じることは適切ではないので、都道府県教育委員会において、具体的な工事の規模（盛土の厚さ等）や保護層（工事の施工に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層、樹脂等による緩衝層）の要否とその程度についての適用基準を定めることが望ましいこと。

3 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとする。これを事業の種類ごとに、工事の性質内容に即して、当該工作物の設置あるいは盛土の施行後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと、次のとおりである。

○道路等 次に挙げるもの以外は、発掘調査の対象とすること。

(ア) 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等

(イ) 高架・橋梁の橋脚を除く部分

(ウ) 道路構造令に準拠していない農道、私道

(エ) 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分

ただし、上記のものについても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

鉄道については、道路に準じて取り扱うこと。

○ダム・河川ダムについては堤体及び貯水池、河川については堤防敷及び河川敷の内の低水路は発掘調査の対象とすること。

ただし、ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の高水敷については、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○恒久的な盛土・埋立 盛土・埋立については、その施工後の状況が、必要な場合は発掘調査が可能なものかどうか等の観点で、個々の事業に即し、発掘調査が必要か否かを定めることとする。

ただし、都道府県教育委員会の定める適用基準により、あらかじめ盛土等の厚さの標準を定めておくことができるものとする。この場合、現在の掘削工法の限界、従前の例等から、盛土等の厚さの標準は2～3メートル程度が適当である。なお、野球場・競技場・駐車場等についても、都道府県教育委員会が定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○建築物 建築物については、規模・構造・耐用年数等において上記の工作物に比べ比較的簡易なものが多いため、原則として発掘調査の対象とはしないこと。

ただし、その規模・構造・耐用年数・将来の利用計画等の観点で、都道府県教育委員会の定める適用基準により、発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

(2) いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で、いわゆる「工事立会」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。

1 対象地域が狭小で通常が発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとする。

なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずること。

2 遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとする。

(6) 水中文化遺産の保護に関する条約（仮翻訳・抜粋）

国際連合教育科学文化機関の総会は、二千一年十月十五日から十一月三日までパリにおいてその第三十一回会期として会合し、水中文化遺産が人類の文化遺産の不可分の一部を成し、国民、国家及び共通の遺産に関する相互の関係の歴史において特に重要なものであることを認め、水中文化遺産の保護及び保存の重要性並びにそのためにすべての国家が負うべき責任を認識し、水中文化遺産に対する公衆の高まる関心及び公衆の評価に留意し、水中文化遺産の保護及び保存のための調査研究、情報及び教育の重要性を確信し、現地にある水中文化遺産への害を与えない責任のあるアクセスにより得られる教育上及びレクリエーション上の利益を享有する公衆の権利並びにこのような水中文化遺産についての周知、評価及び保護に資する公衆のための教育の価値を確信し、水中文化遺産が許可を得ていない活動により脅かされていること及びこのような活動を防ぐための一層強力な措置の必要性を認識し、適法な活動が水中文化遺産に付随的に与え得る悪影響に適切に対応する必要性を意識し、増大する水中文化遺産の商業的利用、特に水中文化遺産の売買、取得又は交換を目的として行われる一部の活動を深く憂慮し、水中文化遺産の発見及びこれへのアクセスを促進する先進技術が利用可能であることを認識し、国家、国際機関、学術機関、専門機関、考古学者、ダイバーその他の関係者及び公衆の間の協力が水中文化遺産の保護にとって不可欠であると信じ、水中文化遺産の調査、発掘及び保護には、特別な科学的方法を利用可能とし及び適用すること、適切な技術及び装備を利用すること並びに高度な職業上の専門化を行うことが必要であり、これらのすべてが統一的な管理基準の必要性を示していることを考慮し、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（千九百七十年十一月十四日）、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（千九百七十二年十一月十六日）並びに海洋法に関する国際連合条約（千九百八十二年十二月十日）を含む国際法及び慣行に従って、水中文化遺産の保護及び保存に関する規則を法典化し、漸進的に発展させる必要性を認識し、水中文化遺産の現地保存又は科学上若しくは保護上の目的により必要な場合にはその慎重な回収のための国際的、地域的及び国内的にとられる措置の有効性を向上させることを約束し、総会の第二十九回会期において、この問題が国際条約の対象となるべきことを決定して、この条約を二千一年十一月二日に採択する。

第一条 定義

この条約の適用上、

- 1 (a) 「水中文化遺産」とは、文化的、歴史的又は考古学的性質を有する人間の存在のすべての痕跡であって、その一部又は全部が定期的又は継続的に少なくとも百年間水中にあった次のものをいう。
 - (i) 遺跡、構築物、建造物、人工物及び人間の遺骸で考古学的及び自然的背景を有するもの
 - (ii) 船舶、航空機その他の乗物若しくはその一部又はその貨物その他の積載物で考古学的及び自然的背景を有するもの
 - (iii) 先史的性質を有する物
- (b) 海底に設置されたパイプライン及び電線は、水中文化遺産とはみなされない。
- (c) パイプライン及び電線以外の海底に設置された施設で現在も使用されているものは、水中文化遺産とはみなされない。
- 2 (a) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。
- (b) この条約は、第二十六条2(b)に規定する地域であって、同条2(b)に定める条件に従ってこの条約の当事者となるものについて準用し、その限度において「締約国」というときは、当該地域を含む。

- 3 「ユネスコ」とは、国際連合教育科学文化機関をいう。
- 4 「事務局長」とは、ユネスコ事務局長をいう。
- 5 「深海底」とは、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下をいう。
- 6 「水中文化遺産を対象とする活動」とは、水中文化遺産を主要な目的とする活動であつて、直接又は間接に、水中文化遺産を物理的に害し得るもの又はこれに他の損傷を与え得るものをいう。
- 7 「水中文化遺産に付随的に影響を与える活動」とは、水中文化遺産を主要な目的又は目的の一としない活動であつて、水中文化遺産を物理的に害し得るもの又はこれに他の損傷を与え得るものをいう。
- 8 「国の船舶及び航空機」とは、軍艦又は国が所有し若しくは運航していた他の船舶若しくは航空機で沈没時に政府の非商業的目的にのみ使用していたものであつて、このように識別されるもののうち、水中文化遺産の定義を満たすものをいう。
- 9 「規則」とは、第三十三条に規定する水中文化遺産を対象とする活動に関する規則をいう。

第二条 目的及び一般原則

- 1 この条約は、水中文化遺産の保護を確保し及び強化することを目的とする。
- 2 締約国は、水中文化遺産の保護について協力する。
- 3 締約国は、この条約に従い人類の利益のために水中文化遺産を保存する。
- 4 締約国は、水中文化遺産を保護するため、利用することができる実行可能な最善の手段を用い、かつ、自国の能力に応じ、単独で又は適当なときは共同して、この条約及び国際法に適合するすべての必要かつ適当な措置をとる。
- 5 水中文化遺産の現地保存は、当該水中文化遺産を対象とするあらゆる活動を許可し又は行う前の第一の選択肢とする。
- 6 回収された水中文化遺産は、その長期間の保存を確保する方法で、寄託され、保存され及び管理される。
- 7 水中文化遺産は、商業的に利用されてはならない。
- 8 この条約のいかなる規定も、国家の慣行及び海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に従い、主権免除に関する国際法及び国家の慣行の規則並びに国の船舶及び航空機に関する国家の権利を修正するものと解してはならない。
- 9 締約国は、海洋に存在するあらゆる人間の遺骸^{がい}に対して適切な考慮が払われることを確保する。
- 10 現地にある水中文化遺産を観察し又は記録するための害を与えない責任のあるアクセスは、このようなアクセスが当該水中文化遺産の保護及び管理と両立しない場合を除くほか、当該水中文化遺産の周知、評価及び保護のために奨励される。
- 11 この条約に基づいて行われる行為又は活動は、国の主権又は管轄権に対する請求権について主張し、争い又は異議を唱えるための根拠となるものではない。

第三条 この条約と海洋法に関する国際連合条約との関係

この条約のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法の下での国の権利、管轄権及び義務を害するものではない。この条約は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法の範囲内で及びこれらに合致するように、解釈され及び適用される。

第四条 引揚作業に関する法律及び発見拾得物に関する法律との関係

この条約が適用される水中文化遺産に係るいかなる活動も、引揚作業に関する法律又は発見拾得物に関する法律の対象とはならない。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 権限のある当局によって承認されること。
- (b) この条約に完全に適合すること。
- (c) 当該水中文化遺産の回収がその最大限の保護の達成を確保すること。

第五条 水中文化遺産に付随的に影響を与える活動

締約国は、水中文化遺産に付随的に影響を与える自国の管轄の下にある活動から生じ得る悪影響を防止し又は軽減するため、利用することができる実行可能な最善の手段を用いる。

第六条 二国間の、地域的なその他多数国間の協定

- 1 締約国は、水中文化遺産の保存のため、二国間の、地域的なその他多数国間の協定を締結し又は既存の協定を発展させることを奨励される。これらのすべての協定は、この条約に完全に適合するものとし、この条約の普遍的な性格を弱めるものであってはならない。いずれの国も、これらの協定において、この条約において採用された規則よりも強力に水中文化遺産の保護を確保する規則及び規制を採用することができる。
- 2 1に規定する二国間の、地域的なその他多数国間の協定の当事国は、関係する水中文化遺産と実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する国をこれらの協定に参加するよう招請することができる。
- 3 この条約は、その採択に先立って締結された他の二国間の、地域的なその他多数国間の協定に基づく沈没船舶の保護に関する締約国の権利及び義務、特にこの条約の目的に基づく権利及び義務を変更するものではない。

第七条 内水、群島水域及び領海の水中文化遺産

- 1 締約国は、自国の主権の行使として、自国の内水、群島水域及び領海にある水中文化遺産を対象とする活動を規制し及び許可する排他的権利を有する。
- 2 締約国は、水中文化遺産の保護に関する他の国際協定及び国際法の規則の適用を妨げることなく、自国の内水、群島水域及び領海にある水中文化遺産を対象とする活動に規則が適用されることを要求する。
- 3 締約国は、自国の主権の行使として及び諸国間の一般慣行を認識して、国の船舶及び航空機を保護する最良の方法に関する協力のため、自国の群島水域及び領海内で識別することのできる国の船舶及び航空機の発見に関し、この条約の締約国である旗国及び適当な場合には実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する他の国に通報すべきである。

第八条 接続水域の水中文化遺産

次条及び第十条の規定の適用を妨げることなく、また、これらの規定に加えて、並びに海洋法に関する国際連合条約第三百三条2の規定に従い、締約国は、その接続水域内の水中文化遺産を対象とする活動を規制し及び許可することができる。この場合において、締約国は、規則が適用されることを要求する。

第九条 排他的経済水域及び大陸棚における報告及び通報

- 1 すべての締約国は、この条約に従い、排他的経済水域及び大陸棚にある水中文化遺産を保護する責任を有する。
したがって、
 - (a) 締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶が、自国の排他的経済水域又は大陸棚に存在する水中文化遺産を発見した場合又は水中文化遺産を対象とする活動を行おうとしている場合には、当該自国民又は当該船舶の船長がこのような発見又は活動を自国に報告するよう要求する。

- (b) 他の締約国の排他的経済水域又は大陸棚においては、次のいずれかの措置をとる。
- (i) 締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶の船長が(a)の発見又は活動を自国及び当該他の締約国に報告するよう要求する。
 - (ii) 締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶の船長が(a)の発見又は活動を自国に報告するよう要求するものとし、その報告が他のすべての締約国に迅速かつ効果的に伝達されることを確保する。
- 2 締約国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、1(b)に基づく報告が伝達される方法を宣言する。
 - 3 締約国は、1の規定に従って自国に報告された発見又は活動を事務局長に通報する。
 - 4 事務局長は、3の規定に従って通報された情報をすべての締約国が速やかに利用することができるようにする。
 - 5 いずれの締約国も、自国の排他的経済水域又は大陸棚に水中文化遺産が存在する締約国に対し、当該水中文化遺産の効果的な保護を確保する方法に関して協議を受けることについての関心を表明することができる。その表明については、関係する水中文化遺産との実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連に基づくものとする。

第十条 排他的経済水域及び大陸棚における水中文化遺産の保護

- 1 排他的経済水域又は大陸棚に存在する水中文化遺産を対象とする活動については、この条の規定に従う場合を除くほか、いかなる許可も与えてはならない。
- 2 自国の排他的経済水域又は大陸棚に水中文化遺産が存在する締約国は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に規定する主権的権利又は管轄権への干渉を防止するため、当該水中文化遺産を対象とする活動を禁止し又は許可する権利を有する。
- 3 締約国の排他的経済水域又は大陸棚において、水中文化遺産の発見があった場合又は水中文化遺産を対象とする活動が行われようとしている場合には、当該締約国は、次のことを行う。
 - (a) 前条5の規定に基づき水中文化遺産を保護する最良の方法についての関心を表明した他のすべての締約国と協議すること。
 - (b) 「調整国」として(a)の協議を調整すること。ただし、当該締約国が調整国となることを希望しない旨を明示的に表明した場合には、前条5の規定に基づいて関心を表明した締約国が調整国を指名する。
- 4 調整国は、水中文化遺産に対する切迫した危険（人の活動によるものかその他の原因によるものかを問わない。盗掘を含む。）を防止するため、必要な場合には協議の前に、この条約に従ってあらゆる実行可能な措置をとり又は必要な許可を与えることができる。ただし、水中文化遺産に対する切迫した危険（盗掘を含む。）を防止するために国際法に従ってとられるあらゆる実行可能な措置により当該水中文化遺産を保護するすべての締約国の義務を害しないものとする。このような措置をとる場合には、他の締約国からの援助を要請することができる。
- 5 調整国は、次のことを行う。
 - (a) 調整国を含む協議国が合意した保護措置を実施する。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような措置を実施することに合意した場合を除く。
 - (b) 規則に従って、(a)の合意した措置に必要なすべての許可を与える。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような許可を与えることに合意した場合を除く。
 - (c) 水中文化遺産に関する必要な予備調査を実施することができるものとし、そのために必要なすべての許可を与え、その結果を速やかに事務局長に通報する。事務局長は、他の締約国がこのような情報を速やかに利用することができるようにする。
- 6 調整国は、この条の規定に従って協議を調整し、措置をとり、予備調査を実施し又は許可を与えるに当たり、自己の利益のためではなく、締約国全体のために行動する。その行動は、それ自体では、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に規定されていない優先

的な又は法律上の権利を主張するための根拠となるものではない。

- 7 国の船舶及び航空機を対象とする活動については、2及び4の規定が適用される場合を除くほか、旗国の同意及び調整国の協力なしに実施してはならない。

第十一条 深海底における報告及び通報

- 1 締約国は、この条約及び海洋法に関する国際連合条約第百四十九条の規定に従い、深海底にある水中文化遺産を保護する責任を有する。したがって、締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶が深海底において水中文化遺産を発見した場合又は水中文化遺産を対象とする活動を行おうとしている場合には、当該自国民又は当該船舶の船長がこのような発見又は活動を自国に報告するよう要求する。
- 2 締約国は、自国に報告された1の発見又は活動を事務局長及び国際海底機構の事務局長に通報する。
- 3 事務局長は、締約国が提供した情報をすべての締約国が速やかに利用することができるようにする。
- 4 いずれの締約国も、事務局長に対し、水中文化遺産の効果的な保護を確保する方法に関して協議を受けることについての関心を表明することができる。その表明については、文化上、歴史上又は考古学上の起源を有する国の優先的な権利に特別の考慮を払い、関係する水中文化遺産との実証可能な関連に基づくものとする。

第十二条 深海底における水中文化遺産の保護

- 1 深海底に存在する水中文化遺産を対象とする活動については、この条の規定に従う場合を除くほか、いかなる許可も与えてはならない。
- 2 事務局長は、前条4の規定に基づいて関心を表明したすべての締約国に対し、水中文化遺産を保護する最良の方法に関して協議し、及び「調整国」としてその協議を調整する締約国を指名するよう招請する。また、事務局長は、国際海底機構をその協議に参加するよう招請する。
- 3 すべての締約国は、水中文化遺産に対する切迫した危険（人の活動によるものかその他の原因によるものかを問わない。盗掘を含む。）を防止するため、必要な場合には協議の前に、この条約に従ってあらゆる実行可能な措置をとることができる。
- 4 調整国は、次のことを行う。
 - (a) 調整国を含む協議国が合意した保護措置を実施する。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような措置を実施することに合意した場合を除く。
 - (b) この条約に従って、(a)の合意した措置に必要なすべての許可を与える。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような許可を与えることに合意した場合を除く。
- 5 調整国は、水中文化遺産に関する必要な予備調査を実施することができるものとし、そのために必要なすべての許可を与え、その結果を速やかに事務局長に通報する。事務局長は、他の締約国がこのような情報を利用することができるようにする。
- 6 調整国は、この条の規定に従って協議を調整し、措置をとり、予備調査を実施し又は許可を与えるに当たり、人類全体の利益のために、すべての締約国のために行動する。関係する水中文化遺産に関しては、文化上、歴史上又は考古学上の起源を有する国の優先的な権利に特別の考慮を払う。
- 7 いかなる締約国も、旗国の同意なしに、深海底における国の船舶及び航空機を対象とした活動を実施し又は許可してはならない。

第十三条 主権免除

主権免除を享受し、かつ、非商業的目的のために運航する軍艦その他の政府船舶又は軍用航空機で、通常の形態における運航を行っており、かつ、水中文化遺産を対象とする活動を

行っていないものは、第九条から前条までの規定に基づく水中文化遺産の発見を報告する義務を負わない。ただし、締約国は、主権免除を享受し、かつ、非商業的目的のために運航する自国の軍艦その他の政府船舶又は軍用航空機の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらが合理的かつ実行可能である限り第九条から前条までの規定に従うことを確保する。

第十四条 領域への持込み、取引及び所有の規制

締約国は、回収がこの条約に違反する場合には、不法に輸出され又は回収された水中文化遺産の領域への持込み、取引又は所有を防止するための措置をとる。

第十五条 締約国の管轄の下にある区域の不使用

締約国は、水中文化遺産を対象とする活動でこの条約に適合しないものを支援することとなる自国の領域（海港を含む。）並びに自国の排他的管轄権又は管理の下にある人工島、施設及び構築物の使用を禁止するための措置をとる。

第十六条 国民及び船舶に関する措置

締約国は、自国民及び自国を旗国とする船舶が、この条約に適合しない方法で水中文化遺産を対象とする活動を行わないことを確保するため、あらゆる実行可能な措置をとる。

第十七条 制裁

- 1 各締約国は、この条約を実施するためにとった措置の違反行為に対して制裁を科する。
- 2 違反行為について適用する制裁は、この条約の遵守を確保する上で効果的であるために及び場所のいかんを問わず違反を防止するために十分に厳格なものとし、不法な活動を行った者から当該活動により生ずる利益を取り上げるものとする。
- 3 締約国は、この条の規定に基づいて科される制裁の実施を確保するために協力する。

第十八条 水中文化遺産の押収及び処分

- 1 各締約国は、この条約に適合しない方法で回収された領域内における水中文化遺産の押収について定める措置をとる。
- 2 各締約国は、この条約に基づいて押収された水中文化遺産を記録し及び保護し、並びにこれを安定したものとするためのあらゆる合理的な措置をとる。
- 3 各締約国は、この条約に基づいて行った水中文化遺産の押収につき、事務局長及び関係する水中文化遺産との実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する他の国に対し、通報する。
- 4 水中文化遺産を押収した締約国は、その処分が公共の利益に合致することを確保する。この場合において、保存及び調査研究の必要性、分散した収集物を再び集める必要性、公開、展示及び教育の必要性並びに関係する水中文化遺産との実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する国の関心を考慮する。

第十九条 協力及び情報の共有

- 1 締約国は、この条約に基づく水中文化遺産の保護及び管理において相互に協力し及び援助する。実行可能な場合には、水中文化遺産の調査、発掘、記録、保存、研究及び公開においても協力する。
- 2 各締約国は、この条約の目的と両立する範囲において、水中文化遺産に関する情報（水中文化遺産の発見及び位置、この条約その他の国際法に違反して発掘され又は回収された水中文化遺産、関連する科学的方法及び技術並びに水中文化遺産に関する法律上の進展に関するものを含む。）を他の締約国と共有することを約束する。

- 3 水中文化遺産の発見又は位置に関し締約国間で又はユネスコと締約国との間で共有された情報については、このような情報を公開することが当該水中文化遺産の保存を危うくし又は他の危険な状態にし得る場合に限り、これらの締約国の国内法令と両立する範囲において、秘密のものとして取り扱い、及びこれらの締約国の権限のある当局において保持する。
- 4 各締約国は、情報の普及（この条約その他の国際法に違反して発掘され又は回収された水中文化遺産に関するものを含む。実行可能な場合には、適切な国際的データベースを通ずるものとする。）のためのあらゆる実行可能な措置をとる。

第二十条 啓発

各締約国は、水中文化遺産の価値及び重要性並びにこの条約に基づいて水中文化遺産を保護することの重要性に関し、公衆の意識を向上させるためのあらゆる実行可能な措置をとる。

第二十一条 水中考古学に関する訓練

締約国は、水中考古学、水中文化遺産の保存のための技術及び合意された条件により、水中文化遺産に関する技術移転（合意された条件によるもの）における訓練の供与について協力する。

第二十二条 権限のある当局

- 1 締約国は、この条約の適切な実施を確保するため、水中文化遺産の目録の作成、保管及び更新、水中文化遺産の効果的な保護、保存、公開及び管理並びに調査研究及び教育について定めることを目的として、権限のある当局を設置し、又は適当な場合には既存の当局を強化する。
- 2 締約国は、水中文化遺産に係る権限のある当局の名称及び所在地を事務局長に通報する。

第二十三条 締約国の会合

- 1 事務局長は、この条約の効力発生の後一年以内に、及びその後は少なくとも二年に一回、締約国の会合を招集する。締約国の過半数の要請により、事務局長は、締約国の特別会合を招集する。
- 2 締約国の会合は、その任務及び責任を決定する。
- 3 締約国の会合は、その手続規則を採択する。
- 4 締約国の会合は、衡平な地理的配分の原則及び性的に均衡がとれていることが望ましいことに妥当な考慮を払って、締約国が指名した専門家により構成される科学技術諮問機関を設置することができる。
- 5 科学技術諮問機関は、規則の実施に関する科学的又は技術的性質を有する事項について締約国の会合を適切に支援する。

第二十四条 この条約に関する事務局

- 1 事務局長は、この条約に関する事務局の任務に責任を有する。
- 2 事務局の任務には、次のことを含む。
 - (a) 前条1に規定する締約国の会合を準備すること。
 - (b) 締約国の会合の決定を実施するに当たって締約国を支援すること。

第二十五条 紛争の平和的解決

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争については、誠実に交渉を行い、又は紛争当事国が選択するその他の平和的解決手段に従う。

- 2 1の交渉によって合理的な期間内に紛争が解決されない場合には、紛争当事国間の合意により仲介をユネスコに付することができる。
- 3 仲介が行われない場合又は仲介によって解決が得られない場合には、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争については、当該締約国が海洋法に関する国際連合条約の締約国であるかないかを問わず、同条約第十五部に規定する紛争解決に関する規定を準用する。
- 4 この条約の締約国及び海洋法に関する国際連合条約の締約国が同条約第二百八十七条の規定に従って選択する手続は、この条の規定に基づく紛争解決について適用する。ただし、当該締約国がこの条約を批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する際に又はその後いつでも、この条約から生ずる紛争の解決のために同条約第二百八十七条の規定に従って他の手続を選択する場合を除く。
- 5 この条約の締約国であって海洋法に関する国際連合条約の締約国でないものは、この条約を批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する際に又はその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、この条の規定に基づく紛争の解決のため、海洋法に関する国際連合条約第二百八十七条1に規定する手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択する。同条の規定は、このような宣言及びこのような国が当事国となる紛争でその時において効力を有する宣言の対象とならないものについて適用する。調停又は仲裁については、このような国は、同条約附属書V及び附属書VIIの規定に従い、この条約から生ずる紛争の解決のため、同条約附属書V第二条及び附属書VII第二条に規定する名簿に記載される調停人及び仲裁人を指名することができる。

第二十六条 批准、受諾、承認又は加入

- 1 この条約は、ユネスコの加盟国により批准され、受諾され又は承認されなければならない。
- 2 この条約は、次の者により加入されなければならない。
 - (a) ユネスコの加盟国でない国であって、国際連合加盟国又は国際連合及びその関連機関の専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国並びに国際司法裁判所規程の当事国及びユネスコの総会がこの条約に加入することを招請するその他の国
 - (b) 完全な内政上の自治権を有し、国際連合によりこれを認められているが、国際連合総会決議第千五百十四号（第十五回会期）に基づく完全な独立を達成していない地域であって、この条約により規律される事項に関する権限（これらの事項に関して条約を締結する権限を含む。）を有するもの
- 3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、事務局長に寄託する。

第二十七条 効力発生

この条約は、前条に規定する文書のうち二十番目の文書が寄託された日の後三箇月で、これらの文書を寄託した二十の国又は地域についてのみ効力を生ずる。その他の国又は地域については、当該国又は地域がその文書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。

第二十八条 内陸水域に関する宣言

いずれの国又は地域も、この条約を批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する際に又はその後いつでも、海洋的性質を有しない内陸水域に規則を適用することを宣言することができる。

第二十九条 地理的範囲の制限

いずれの国又は地域も、この条約を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する際に、この条約をその領土、内水、群島水域又は領海の特定の部分については適用しないことを寄託

者に宣言することができるものとし、当該宣言においてその理由を特定する。このような国は、実行可能な範囲において及びできる限り速やかに、当該宣言において特定した地域についてこの条約を適用するための条件を促進するものとし、この目的を達成した場合には、当該宣言の全部又は一部を撤回する。

第三十条 留保

この条約には、前条の規定を除くほか、留保を付することができない。

第三十一条 改正

- 1 締約国は、事務局長にあてた書面による通報により、この条約の改正を提案することができる。事務局長は、当該通報をすべての締約国に送付する。当該通報の送付の日から六箇月以内に締約国の二分の一以上がその要請に好意的な回答を行った場合には、事務局長は、その改正案を審議及び採択のために次の締約国の会合に提出する。
- 2 改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。
- 3 この条約の改正は、採択された後は、締約国により批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。
- 4 改正は、締約国の三分の二が3の規定により批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した後三箇月で、当該改正を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入した締約国についてのみ効力を生ずる。その後当該改正を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する国又は地域については、当該改正は、当該国又は地域がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。
- 5 4の規定により改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国又は地域は、別段の意思を表明しない限り、(a)改正された条約の締約国とされ、かつ、(b)改正によって拘束されない締約国との関係においては、改正されていない条約の締約国とされる。

第三十二条 廃棄

- 1 締約国は、事務局長にあてた書面による通告を行うことによりこの条約を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、その通告が受領された日の後十二箇月で効力を生ずる。
- 3 廃棄は、この条約に定める義務であってこの条約との関係を離れ国際法に基づいて負うものを締約国が履行する責務に何ら影響を及ぼすものではない。

第三十三条 規則

この条約に附属する規則は、この条約の不可分の一部を成すものとし、別段の明示の定めがない限り、「この条約」というときは、規則を含めていうものとする。

第三十四条 国際連合への登録

この条約は、事務局長の要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従って、国際連合事務局に登録する。

第三十五条 正文

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成した。

附属書 水中文化遺産を対象とする活動に関する規則（割愛）